

連載 発注者からみた官公庁情報システムの現状と課題 第 77 回 公共 SaaS (民営) への事業者の反応

神奈川県庁 岩崎 和隆

1 はじめに

公共 SaaS (民営) について 9 月のメルマガ記事で採り上げました^{※1}。今回は、公共 SaaS (民営) について 2025 年 5 月に国が事業者の意見を聞いていましたのでその回答を紹介し、その回答に基づく私の意見を説明します。

2 公共 SaaS (民営) とは

公共 SaaS (民営) の説明については、9 月のメルマガ記事を再掲いたします。

この項の説明はデジタル庁「ガバメントクラウドにおける SaaS (公共 SaaS) について」^{※2}によります。

公共 SaaS とは、ガバメントクラウド上で、業務アプリケーションを開発し、SaaS の形態でサービスを提供するものです。業務は、公共・準公共分野に限定され、業務アプリケーションの標準仕様は当該業務の制度官庁等によって管理されます。運営主体は府省庁 (国営) と民間事業者 (民営) を想定しています。

公共 SaaS (民営) のスキームは次の図 1 とおりです。

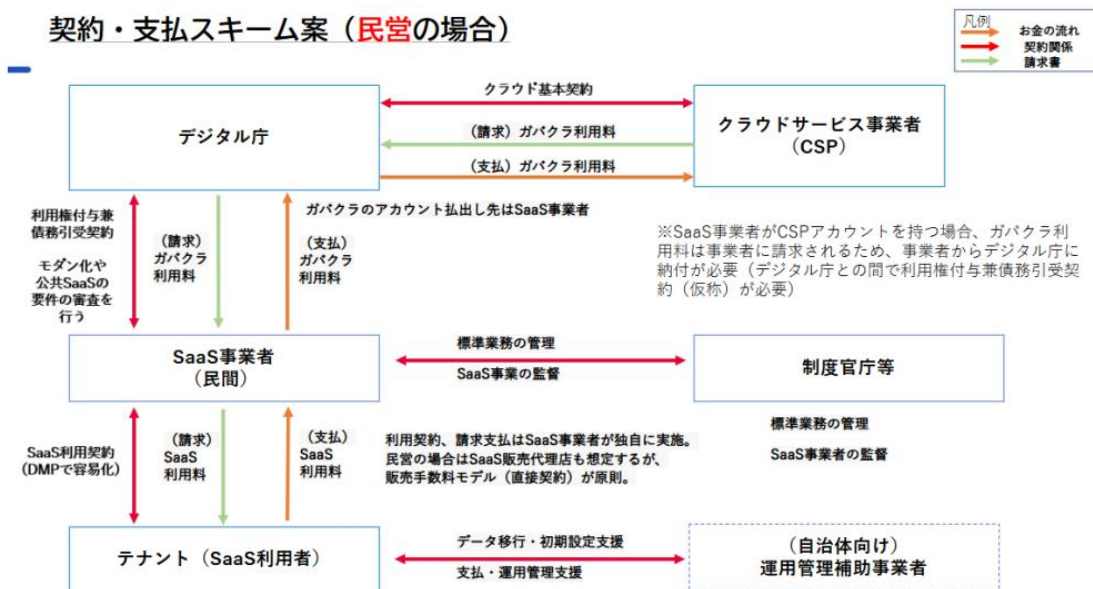


図 1 契約・支払スキーム案 (民営の場合)

3 事業者の反応

2025 年 5 月に国が事業者に自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後のシステム運用経費についてヒアリングを実施しています。このとき、国は事業者に公共 SaaS（民営）についても聞いています。

具体には、国から事業者に「（自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後のシステム運用経費について）システム提供事業者が、システムと基盤の一体提供ができないことにより増加」という指摘について、公共 SaaS という選択肢が示されたが、貴社の見解や対応見通しをお伺いしたい」（括弧内は私が補いました。）という質問をして質疑応答をしています。

この中から、公共 SaaS（民営）についての事業者の回答を私が抜き出したものが次の表 1 の「公共 SaaS（民営）についての事業者へのヒアリング結果」です*³~⁵。

表 1 公共 SaaS（民営）についての事業者へのヒアリング結果

項番	事業者	事業者の回答
1	A 社	（「クラウド利用料が増額したことについて、システムと基盤の一体提供ができなくなったことは影響していないと考える。今後、マネージドサービスの活用に取り組み、クラウド利用料の削減に取り組んでいく予定。」と回答しており、公共 SaaS（民営）について直接的な言及をしていない。）
2	B 社	「公共 SaaS」については、今年 [2025 年] の 3 月末に [国から] 方針が示された。今年度 [2025 年度] 行われる、ベンダー検証の中で、契約をはじめ手続き面を整理していくことが書いてある。しっかり取り組みたい。しかしながら、対応時期や対応については今後の検討としている。
3	C 社	サービスレベルの観点については、ガバメントクラウドとして国と CSP [ガバメントクラウドサービス提供事業者] の間で締結されたサービスレベル仕様・保障に対する責任を事業者が負う形になると想定しているため、CSP・事業者・自治体の 3 社の契約や仕様・保障が同一条件になるような形での強力な支援を期待している。サービスレベルの観点から、三位一体の契約・仕様・保障という形にならない場合には、事業者側で事業責任を負う形になるので、そのリスクコストを見込む形になり、経費低減からは遠くなってしまおうと考えている。

注 [] 内は私が補いました。

4 事業者の反応についての私の考え

3 社のうち公共 SaaS（民営）について言及しているのは B 社と C 社の 2 社です。

B 社は「しっかり取り組みたい」と回答しているが、「対応時期や対応については今後の

検討としている」とのことです。私が計画を立てるのでしたら、「計画は悲観的に」の鉄則通り、B社は現時点では何も約束していないと考えます。

C社ははっきりしていて、「事業者が事業責任を負う形になるのでリスクコストを見込む形になり、経費提言からは遠くなってしまう」と回答しています。私なら「No」と言われたと受け止めます。

事業者にヒアリングしてこのような回答が得られているので、現時点で公共 SaaS (民営)を進めることについて、否定的なエビデンスがある状況と私は考えます。

また、前回メルマガ記事^{*6}で説明した通り、公共 SaaS (民営)は国が標準仕様書を策定し、その標準仕様書に基づき事業者が SaaS を開発し、自治体が複数の SaaS の中から選ぶというものです。計画が複雑すぎて実現可能性が低いと考えます。

また、仕様書の粒度という問題もあります。一般的なシステム開発の外注では官民ともに仕様書について、発注者と受注者の間で疑義をなくするための打ち合わせが実施されず。システムの規模が大きければその打合せに数か月をかけます。そのように入念な打ち合わせをしても受入テスト段階で発注者と受注者の認識の齟齬が判明します。

公共 SaaS (民営)では誰が事業者と打ち合わせを実施するのでしょうか。誰が仕様書どおりに SaaS が出来ているか受入テストをするのでしょうか。自治体情報システム標準化では各事業者の仕様書の解釈に相違が生じ、バラバラなシステムとなりました。公共 SaaS (民営)でそうならないための方策はあるのでしょうか。

私は、公共 SaaS (民営)を断念するしかないと考えます。

5 おわりに

(1) お断りとお願ひ

本稿の内容は、当学会や神奈川県の見解でなく、私の知見と記憶に基づくものです。

本稿へのご助言、ご異論、ご感想、ご質問や、今後取上げるテーマのご要望をくだされば、大変幸いです。特に、ご異論やご助言は、私の考えをブラッシュアップして下さる、貴重なものです。心より、お待ち申し上げております。

(2) 私への連絡方法

ご意見、ご感想などは、私の連絡先をご存じの方はその方法で、ご存じない方は次の URL のいずれかのフォームから連絡可能です (使いやすい方をご利用ください。)

<https://researchmap.jp/999-z/mail>

<https://forms.gle/REDtAhrRhkc5m4gp8>

(3) 官公庁 4.0 研究会が活動を始めました。

昨年度、情報システム学会の中に、官公庁 4.0 研究会を設置しました。私が主査 (代表) をしております。昨年 8 月から今まで 14 回開催いたしました。現時点で次回以降の開催予定は未定です。決まり次第、学会ホームページ、学会ダイレクトメールなどでお知らせいたします。

（４）研究上の利益相反に係るお知らせ

私はいままで、この国をよくしたいという想いで、デジタル関係などの国の施策について私の意見をこのメルマガやその他の媒体で申し上げてきました。特に国の方には何度も厳しいことを申し上げてきました。また、時には国の施策を肯定的に紹介したこともあります。

このたび、ボランティアですが国の方に私の研究をレクチャーする機会をいただきました。これからも国に付度するつもりは全くありませんが、国とこのような関係にあることはこの場を借りて皆様に利益相反の可能性があることとして公表いたします。

最近、様々な方とお話する機会が増えたので、細かいものもいろいろございます。依頼元との関係で可能な範囲となりますが、主なものは researchmap（国立研究開発法人科学技術振興機構が運営しているデータベース型研究者総覧）の私のページの「社会貢献活動」などにおいて内容を公表いたします。なお、依頼元の実名が記載されているものは、依頼元から実名公表のご許可をいただいております。

※ 1）岩崎和隆，“公共 SaaS（民営）への懸念”，

<https://www.issj.net/mm/mm20/06/mm2006-gk-gk.pdf> 参照 2026-1-20, 情報システム学会メールマガジン, No. 20-06, 2025.

※ 2）デジタル庁ガバメントクラウドチーム，“ガバメントクラウドにおける SaaS（公共 SaaS）について”，

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000291082> 参照 2026-1-20, 2025.

※ 3）内閣官房デジタル行財政改革会議国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会，

“国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（個別ヒアリング）事業者 A 議事要旨”，

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/kyotsu6/jigyoushaa_giziyoushi.pdf 参照 2026-1-20, 2025.

※ 4）内閣官房デジタル行財政改革会議国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会，

“国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（個別ヒアリング）事業者 B 議事要旨”，

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/kyotsu6/jigyoushab_giziyoushi.pdf 参照 2026-1-20, 2025.

- ※5) 内閣官房デジタル行財政改革会議国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会,
“国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（個別ヒアリング）事業者 C 議事要旨”,
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/kyotsu6/jigyoushac_giziyoushi.pdf 参照 2026-1-20, 2025.
- ※6) 岩崎和隆, “提言「自治体統一システム構想」(つづき)”,
<https://www.issj.net/mm/mm20/09/mm2009-gk-gk.pdf> 参照 2026-1-20, 情報システム学会メールマガジン, No. 20-09, 2026.